

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等の各保険税（料）の減免について

新型コロナウイルス感染症やその対策により、主たる生計維持者がり患し死亡または重篤な傷病を負ったとき、及び、事業収入等が減少したなど、一定の要件に該当した場合、次の保険に加入している世帯または被保険者の方は、申請により保険税（料）の減免を受けることができます。

- 国民健康保険の加入世帯
- 介護保険の第一号被保険者

◆ 対象となる保険税（料）は、令和2年度分から令和4年度分の保険税（料）で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものになります。（特別徴収は同期間に年金の支払日となっているものになります。）

◆ 各保険ごとの要件・減免割合は次のとおりです。

1. 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った世帯または被保険者

区分	国 保	介 護
減免割合	全額免除	全額免除

2. 主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれる世帯または被保険者（各保険ごとの要件すべてに該当）

区分	国 保	介 護																								
要件1 (減収)	世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。																									
要件2 (合計所得)	世帯の主たる生計維持者の合計所得金額が1,000万円以下であること。	/																								
要件3 (その他の所得)	減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。																									
減免割合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額</th> <th>減額又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※主たる生計維持者が事業等の廃止や失業した場合は、対象となる保険税（料）の全部が免除となります。</p>	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合	300万円以下	全部	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1,000万円以下	10分の2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額</th> <th>減額又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>210万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>210万円超</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※主たる生計維持者が事業等の廃止や失業した場合は、対象となる保険税（料）の全部が免除となります。</p>	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合	210万円以下	全部	210万円超	10分の8	—	—	—	—	—	—
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合																									
300万円以下	全部																									
400万円以下	10分の8																									
550万円以下	10分の6																									
750万円以下	10分の4																									
1,000万円以下	10分の2																									
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合																									
210万円以下	全部																									
210万円超	10分の8																									
—	—																									
—	—																									
—	—																									

3. 提出書類（役場窓口に備えております。またホームページからダウンロードできます。）

区分		国 保	介 護
減免申請書		○	○
添 付 書 類	主たる生計維持者がり患したことのわかる書類（診断書等）	○	○
	主たる生計維持者の令和3年分確定申告書第1表、収支内訳書又は青色申告決算書の写し、帳簿、預貯金通帳の写し等	○	○
	【事業の廃止・失業の場合】 主たる生計維持者が事業の廃止・失業したことが確認できる書類の写し等	△	△
	【給与所得者の場合】 主たる生計維持者の令和4年1月から申請時点の直近までの給与の明細書、預貯金通帳の写し等	△	△
	【転入者の場合】 主たる生計維持者の令和4年度所得証明書及び令和3年分収入がわかる書類の写し等	△	△
新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況申告書		○	○

○：必須 △：該当するとき

4. 提出期限

区分	国 保	介 護
期限	令和4年4月1日以降の納期限まで。（ただし納期限が経過している保険税（料）については、令和4年7月31日まで。）	令和4年4月1日以降の納期限まで。（ただし納期限が経過している保険税（料）については、令和4年7月31日まで。）

5. 問合せ先

南部町役場 税務課 電話：0178-38-5962（直通）
--